

栃木県立宇都宮工業高等学校「先端DX実習センター」（仮称）整備事業

（設計・施工一括発注業務）公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

産業用ロボットを集中的に導入し、複数の生徒が同時にロボット制御を学べるロボティクス実習室、大型先端機器を導入し、設計から加工、評価までを行う先端DX実習室、機械学習やネットワーク技術について学ぶAI・IoT実習室等を整備し、先端実習を通じたDX・デジタル人材育成を図るため、新たに先端ICT機器を導入した実習棟「先端DX実習センター」（仮称）を建築するものである。

「先端DX実習センター」（仮称）新築にあたっては、工期短縮及びコスト縮減を図るため、デザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）を採用するとともに、公募型プロポーザル方式により本事業の契約候補者として優先交渉権者及び次点交渉権者を選定することとする。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

栃木県立宇都宮工業高等学校「先端DX実習センター」（仮称）整備事業

(2) 業務内容

- ・基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
- ・建設工事及びその関連業務
- ・工事監理業務
- ・官公庁その他への手続き及び関連業務（手数料等含む）

(3) 履行期間

契約締結日 ～ 令和10（2028）年10月末日

(4) 建設計画地概要

- ・住所：栃木県宇都宮市雀宮町52番地
- ・敷地面積：79,619.67 m²

(5) 施設整備スケジュール（予定）

スケジュール	内容
令和9（2027）年1月	仮契約
令和9（2027）年2月～3月	契約締結議案の提出、本契約
契約締結日～令和9（2027）年7月	基本・実施設計、申請業務等
令和9（2027）年8月～令和10（2028）年10月	建設工事、工事監理業務
令和10（2028）年10月	建物引渡し
令和10（2028）年11月	供用開始

※設計業務及び施工業務の時期は目安であり、参加者がより有効と考えるスケジュールを提案することは差し支えない。なお、建物引渡し時期の後ろ倒しは不可とする。

(6) 契約上限額

1,500,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

契約上限額は、本事業にかかる設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

(7) 特定テーマ

本事業において技術提案を求めるテーマは、以下に示す3つの事項である。

- 1 「施設計画」
- 2 「施工計画」

3 「コスト管理」

(8) 担当所属及び問合せ先

栃木県教育委員会事務局高校教育課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎南別館 3 階

TEL : 028-623-3398 E-mail : kokokyoiku@pref.tochigi.lg.jp

受付時間 : 栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

(9) 資料提供

本事業の参加者に対し、宇都宮工業高等学校の過去の整備事業に係る図面等の閲覧及び現地確認を認めることとする。なお、閲覧及び現地確認については、事前に 2 (8) あてに連絡し、指示を仰ぐこと。

3 参加者の構成要件

(1) 参加者は、単独企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

(2) 共同企業体を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員及び単体として本プロポーザルに参加することはできない。

ア 設計業務を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）、建設工事の施工を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）及び工事監理業務を担当する者（以下「工事監理担当構成員」という。）からなるものとし、構成は以下のとおりとする。

(ア) 設計担当構成員及び工事監理担当構成員は各 1 者とするが、同一の者が兼ねることができる。

なお、設計担当構成員及び工事監理担当構成員は、(イ) に示す施工担当構成員のいずれかと同一の者とすることもできる。

(イ) 施工担当構成員は、2 者又は 3 者の構成員からなる任意に結成された特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）又は単体とする。

イ 共同企業体の代表者には、施工担当構成員（複数の場合には建築工事担当者）を充てるものとし、参加表明書に代表企業を明記するとともに、代表企業が応募手続きを代表して行うこと。

ウ 参加表明時に参加構成員全てを明らかにし、各々が担当する役割を明確にすること。

エ 原則として、提案書類の受付日以降は構成員の変更は認めないものとする。

4 参加表明書の提出者に要求される資格

(1) 設計担当構成員及び工事監理担当構成員の資格要件

設計担当構成員及び工事監理担当構成員の資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、特に定めのない限り、参加表明書提出日を基準とする。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和 7（2025）年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有する者であって、かつ、県内に営業所を有すること。

エ 一級建築士が 3 名以上在籍すること。

オ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた

- 者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- キ 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- ク 参加表明書提出日において、次の業務について、いずれも発注者から直接受注(PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した業務を直接受注)した実績(建設工事関連業務共同企業体の構成員としての実績を含む。)を有する者であること。
- ・設計担当構成員が満たすべき受注実績
 - 平成23(2011)年度以降に成果物引渡しを完了した、以下(i)又は(ii)が発注である延べ面積1,500㎡以上の学校施設(学校教育法に定めるものをいう。)の新築に係る実施設計業務
 - (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受託した者
 - ・工事監理担当構成員が満たすべき受注実績
 - 平成23(2011)年度以降に成果物引渡しを完了した、以下(i)又は(ii)が発注である延べ面積1,500㎡以上の学校施設(学校教育法に定めるものをいう。)の新築に係る工事監理業務
 - (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受託した者
- ケ 設計業務及び工事監理業務における管理技術者は参加表明書提出日において、クに掲げる実績を有し、参加表明書提出日以前から雇用している一級建築士であること。
- コ 設計業務における照査技術者は参加表明書提出日以前から雇用している一級建築士であること。
なお、照査技術者は設計業務における管理技術者と兼務することができない。
- サ 担当技術者は参加表明書提出日以前から雇用していること。

(2) 施工担当構成員の資格要件

施工担当構成員の資格要件は、次に掲げる各区分に応じ、該当する要件に関して満たす者とする。
なお、特に定めのない限り、参加表明書提出日を基準とする。

ア 共通事項

- (ア) 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項(施工体制確認型)(令和8(2026)年4月1日版)に示すとおりとする。
- イ 単体又は特定JV代表者(単体は(ウ)、(カ)の要件を除く。)
 - (ア) 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において建築一式工事SA級に登録されている者であって、かつ、県内に営業所を有すること。
 - (イ) 参加表明書提出日において、次の工事について、いずれも元請け(PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者)として施工した実績(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)を有する者であること。
 - ・平成23(2011)年度以降に完成引渡しを完了した、以下(i)又は(ii)が発注である延べ面積1,500㎡以上の学校施設(学校教育法に定めるものをいう。)の新営工事に係る建築一式工事(工種が建築一式工事のものに限る。)
 - (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受託した者
 - (ウ) 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

- a 建築一式工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等を有すること。
 - b 参加表明書提出日において、平成 23（2011）年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注である延べ面積 1,500 ㎡以上の学校施設（学校教育法に定めるものをいう。）の新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。）について、元請け（PFI 事業の場合は、PFI 事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者）として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、担当技術者、又は現場代理人として施工した経験を有するもの。
 (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 (ii) 上記(i)が発注した PFI 事業を受注した者
 - c 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - d 参加表明書提出日以前から雇用している者であること。
 - e 工事監理業務における管理技術者と、兼務せず別に配置される者であること。
 - (エ) 次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を雇用していること（参加表明書提出日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）。
 ① 一級技術職員（一級建築施工管理技士又は一級建築士）が 5 人以上
 ② 一級技術職員が 4 人以上かつ二級技術職員（二級建築施工管理技士または二級建築士）が 3 人以上
 - (オ) 参加表明書提出日において、特定 JV の構成員のうち出資比率が最大の者であること（同率である場合を含む。）。
 - (カ) 参加表明書提出日において、栃木県知事から本工事に係る特定 JV としての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。なお、特定 JV に関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。
- ウ 特定 JV 代表者以外の者
- (ア) 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において建築一式工事 S A 級または A 級に登録されている者であって、かつ、県内に営業所を有すること。
 - (イ) 参加表明書提出日において、特定 JV における出資比率が 2 者の場合にあっては 30% 以上、3 者の場合にあっては 20% 以上の者であること。
 - (ウ) 参加表明書提出日において、栃木県知事から本工事に係る特定 JV としての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。なお、特定 JV に関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。

5 応募手続等スケジュール

スケジュール	内容
令和 8（2026）年 10 月 13 日（火）	実施要領等の公表
〃 10 月 20 日（火）	質問書の提出期限
〃 10 月 28 日（水）	本事業に関する質問への回答公表
〃 10 月 30 日（金）	参加表明書類等の提出期限
〃 11 月 9 日（月）	技術提案書提出者の選定通知
〃 11 月 19 日（木）	技術提案書の提出期限
〃 11 月下旬～12 月上旬頃	技術提案書のヒアリング・評価
〃 12 月上旬頃	選定結果の通知・公表

6 本プロポーザルの実施に係る質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 8（2026）年 10 月 20 日（火）午後 4 時まで

(2) 提出場所及び方法

「質問書（別記様式第 1 号）」に必要事項を記入の上、電子メールにより 2 (8) あて提出すること。

(3) 回答方法

回答は質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。なお、質問回答書の内容は、本要項の追加又は修正とみなすものとする。

7 参加表明書の提出期限等

(1) 提出期限

令和 8（2026）年 10 月 30 日（金）午後 4 時まで

(2) 提出場所

2 (8)に同じ。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等により提出期限までに必着）により提出すること。なお、併せて電子データ 1 式を電子メール等により送付すること。電子メール等により送付する書類は、全て PDF 形式又は Word 形式とする。紙媒体と電子データの内容に相違がある場合は、紙媒体の記載内容を正とする。

持参による提出は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）に行うこと。

(4) 提出書類（提出部数：1 部）

- ・参加表明書（別記様式第 2－1 号）
- ・参加者構成概要書（別記様式第 2－2 号）
- ・共同企業体結成届出書（別記様式第 2－3 号）
- ・委任状（別記様式第 2－4 号）
- ・参加資格確認調書（別記様式第 3 号）
- ・技術職員名簿（別記様式第 4－1 号）
- ・配置予定技術者の工事経験及び成績評定（別記様式第 4－2 号）

※様式によっては、添付の必要な資料等の留意事項の記載があるため、漏れなく提出すること。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、本事業への参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（別記様式第 5 号）を提出すること。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2 (6) の契約上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ プロポーザル選定委員に対して、直接及び間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者の中から、技術提案書を提出することができる者として 4 者を選定する。

ただし、参加表明書を提出した者が4者に満たない場合はこの限りではない。なお、参加表明書を提出した者のうち、最下位順位において同評価の者が複数存在し、4者を超える場合は、設計担当構成員における一級建築士の人数が多い者を上位とする。

(2) 評価項目等

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目、配点等は、別表1－1および別表1－2のとおりとする。

(3) 技術提案書の無効

提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

(4) 選定通知

技術提案書の提出者として選定された者（以下、「選定者」という。）には、選定の旨を書面（選定通知書）により通知する。

(5) 非選定通知

選定者以外の者（以下、「非選定者」という。）には、非選定の旨を書面（非選定通知書）により通知する。

9 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和8（2026）年11月19日（木）午後4時まで

(2) 提出場所

2(8)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）により提出すること。なお、併せて電子データ1式を電子メール等により送付すること。電子メール等により送付する書類は、全てPDF形式又はWord形式とする。紙媒体と電子データの内容に相違がある場合は、紙媒体の記載内容を正とする。

持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）に行うこと。

(4) 技術提案書の作成

ア 技術提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと（枚数制限なし）。なお、文字のサイズは10ポイントを標準とする。

イ 技術提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

- ・ 提案書類提出届（別記様式第6号）
- ・ 事業実施方針に関する提案書
- ・ 施設計画に関する提案書
- ・ 施工計画に関する提案書（工程表等を含む）
- ・ コスト管理に関する提案書（見積書等を含む）
- ※見積金額が2(6)に示す上限金額を上回っている場合は失格とする。
- ・ 図面（配置図、平面図、立面図、完成予想透視図 等）
- ・ 仕上表

ウ 技術提案書は1者1提案とする。

エ 技術提案書の提出部数は7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査に公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、技術提案書の見積額と整合させること。

1 0 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の特定

選定者から提出された技術提案書のうち、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。

ただし、評価項目において内容が不適切なものなど評価に値しない項目がある場合には、特定しないことがある。

(2) 評価項目等

技術提案書の特定に係る評価項目、配点等は、別表2のとおりとする。

(3) ヒアリング

技術提案書の特定に当たり、その提出者に対してヒアリングを実施するものとし、その日時、場所、および留意事項等については別途通知する。ヒアリングの出席者は、共同企業体に所属する職員（役員を含む。）4名以内とし、設計担当構成員の配置予定管理技術者および施工担当構成員の建築工事に係る配置予定技術者はいずれも出席すること。なお、ヒアリングは日本語で実施する。

(4) 特定通知

特定者に対して、特定の旨を書面（特定通知書）により通知する。

(5) 非特定通知

特定者以外の者（以下、「非特定者」という。）に対しては、非特定の旨を書面（非特定通知書）により通知する。

1 1 技術提案書等提出書類の取扱い

(1) 提出期限後においては、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

(2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 参加表明書及び技術提案書は公表しない。

(5) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

(6) 技術提案書等の作成及び提出にかかる費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

1 2 選定結果の通知・公表

候補者選定後、速やかに参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、栃木県ホームページ（入札・公売）に公表する。

1 3 契約及び支払いについて

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとする。なお、その他の詳細は契約書に基づくものとする。

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、業務内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結するものとする。

(2) 選定された契約候補者と契約が成立しない場合は次順位の者と交渉を行うこととする。

(3) 契約書の作成を要する。なお、契約書の作成に必要な経費は、全て契約候補者の負担とする。

(4) 前項の請負契約が県議会の議決を要する場合（予定価格が5億円以上）は、当該契約は仮契約とし、

県議会において当該契約に係る議案が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

- (5) 契約保証金の納付を要する。ただし、有価証券の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 契約に係る代金の支払いについては、設計業務、建設工事及び工事監理業務のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。ただし、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約に定める金額以内を前払いできるものとする。

1 4 その他

- (1) 参加者の技術提案書の著作権は参加者に帰属し、契約候補者の技術提案書の著作権は、契約締結時点で発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務が完了した後でも同様とする。

【実施要領(別表1-1)】

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目（設計担当構成員に係る評価項目）

評価項目	評価の着眼点		配点(点)	評価基準	評価点(点)
設計業担当実構成員の		同種・類似業務実績	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新築学校施設の実施設計業務実績有り	2.0
		参加表明書提出日までに成果物引渡しを完了した下記に掲げる同種・類似業務(※1)を発注者から直接受注(※2)(建設工事関連業務共同企業体の構成員としての受注を含む。)した業務実績を評価する。		延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新築学校施設の実施設計業務実績有り	1.0
				上記の業務実績無し	0.0
配置予定技術者	管理技術者	技術者資格・業務経験年数	2.0	一級建築士取得後13年以上の業務経験有り	2.0
				一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0
				上記の業務経験無し	0.0
		同種・類似業務実績	3.0	延べ面積2,000㎡以上の新築学校施設の実施設計業務の経験有り	3.0
				延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新築学校施設の実施設計業務の経験有り	1.5
				上記の業務経験無し	0.0
	担当技術者	技術者資格・業務経験年数	1.0	一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0
				上記の業務経験無し	0.0
	照査技術者	技術者資格・業務経験年数	2.0	一級建築士取得後13年以上の業務経験有り	2.0
				一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0
				上記の業務経験無し	0.0

※1 設計担当構成員に係る評価項目における同種・類似業務は、次に掲げる業務とする。

平成23年度以降に成果物引渡しを完了した、延べ面積1,500㎡以上の学校施設の新築に係る実施設計業務

※2 PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した業務を直接受注した者

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目（施工担当構成員に係る評価項目）

評価項目	評価の着眼点		配点(点)	評価基準	評価点(点)
施工担当構成員の施工能力	施工担当構成員の技術力	工事成績評定 建築工事担当者(単体又は共同企業体代表者)の過去の工事成績評定点(建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値[小数点以下切捨て]により評価する。対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、参加表明書提出日の属する年度の前5ヶ年度に完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の建築一式工事とする。	2.0	80点以上	2.0
				78点以上80点未満	1.5
				76点以上78点未満	1.0
				76点未満	0.0
	企業の施工実績	建築工事担当者(単体又は共同企業体代表者)について、参加表明書提出日までに完成引渡し完了した下記に掲げる同種・類似工事(※1)を元請け(※2)として施工した企業の実績(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)を評価する。	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新営の建築一式工事の実績有り	2.0
				延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新営の建築一式工事の実績有り	1.0
				上記の工事实績無し	0.0
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の工事経験 建築工事に監理技術者として配置する予定の技術者について、参加表明書提出日までに完成引渡し完了した下記に掲げる同種・類似工事(※1)を元請け(※2)として受注(建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。)した工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験を評価する。	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新営の建築一式工事の実績有り	2.0
				延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新営の建築一式工事の実績有り	1.0
				上記の工事経験無し	0.0
		配置予定技術者の工事成績評定 建築工事に監理技術者として配置する予定の技術者について、元請け(※2)として施工した工事成績評定点80点以上の建設工事において、主任(監理)技術者として契約工期全般にわたり従事した実績数を評価する。 ただし、建設工事共同企業体として施工した建設工事については、代表構成員が配置した監理技術者のみを評価する。 評価の対象とする工事は、参加表明書提出日の属する年度の前5ヶ年度及び評価基準日の属する年度の評価基準日までに完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の建築一式工事とする。	3.0	3回以上	3.0
				2回	2.0
				1回	1.0
				無し	0.0
施工担当構成員の信頼性	地域精通度	地域内拠点の有無 本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地に基づき評価する。 本店の所在地が右のいずれの地域に該当するかにより評価する。	1.0	栃木県内	1.0
				その他の地域	0.0

※1 施工担当構成員に係る評価項目における同種・類似工事は、次に掲げる工事とする。
平成23年度以降に完成引渡し完了した、延べ面積1,500㎡以上の学校施設の新営工事に係る建築一式工事(工種が建築一式工事のものに限る。)

※2 PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した業務を直接受注した者

技術提案書を特定するための評価項目等

評価項目	評価の着眼点		配点 (点)	評価基準	評価点 (点)	
設計 業担 務当 実構 績成 員 の		同種・類似業務実績 参加表明書提出日までに成果物引渡しを完了した下記に掲げる同種・類似業務(※1)を発注者から直接受注(※2)(建設工事関連業務共同企業体の構成員としての受注を含む。)した業務実績を評価する。	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新築学校施設の実施設計業務実績有り	2.0	
				延べ面積1,500 ㎡以上2,000 ㎡未満の新築学校施設の実施設計業務実績有り	1.0	
				上記の業務実績無し	0.0	
配置 予定 技術 者	管理 技術 者	技術者資格・業務経験年数 参加表明書提出日現在有効な技術者資格(一級建築士として、建築士法による国土交通大臣の免許を受けている者)を取得後の業務経験年数を評価する。	2.0	一級建築士取得後13 年以上の業務経験有り	2.0	
				一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0	
				上記の業務経験無し	0.0	
		同種・類似業務実績 参加表明書提出日までに成果物引渡しを完了した下記に掲げる同種・類似業務(※1)を発注者から直接受注(※2)(建設工事関連業務共同企業体の構成員としての受託を含む。)した業務において、業務主任技術者(管理技術者)、主任担当技術者又は担当技術者として従事した経験を評価する。	3.0	延べ面積2,000㎡以上の新築学校施設の実施設計業務の経験有り	3.0	
					延べ面積1,500 ㎡以上2,000 ㎡未満の新築学校施設の実施設計業務の経験有り	1.5
					上記の業務経験無し	0.0
	担当 技術 者	技術者資格・業務経験年数 参加表明書提出日現在有効な技術者資格(一級建築士として、建築士法による国土交通大臣の免許を受けている者)を取得後の業務経験年数を評価する。	1.0	一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0	
				上記の業務経験無し	0.0	
	照 査 技 術 者	技術者資格・業務経験年数 参加表明書提出日現在有効な技術者資格(一級建築士として、建築士法による国土交通大臣の免許を受けている者)を取得後の業務経験年数を評価する。	2.0	一級建築士取得後13 年以上の業務経験有り	2.0	
				一級建築士取得後8年以上の業務経験有り	1.0	
		上記の業務経験無し		0.0		

技術提案書を特定するための評価項目等

評価項目	評価の着眼点		配点(点)	評価基準	評価点(点)
施工担当構成員の施工能力	施工担当構成員の技術力	工事成績評定 建築工事担当者(単体又は共同企業体代表者)の過去の工事成績評定点(建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値[小数点以下切捨て]により評価する。対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、参加表明書提出日の属する年度の前5ヶ年度に完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の建築一式工事とする。	2.0	80点以上	2.0
				78点以上80点未満	1.5
				76点以上78点未満	1.0
				76点未満	0.0
	企業の施工実績	建築工事担当者(単体又は共同企業体代表者)について、参加表明書提出日までに完成引渡し完了した下記に掲げる同種・類似工事(※3)を元請け(※2)として施工した企業の実績(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)を評価する。	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新営の建築一式工事の実績有り	2.0
				延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新営の建築一式工事の実績有り	1.0
				上記の工事実績無し	0.0
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の工事経験	2.0	延べ面積2,000㎡以上の新営の建築一式工事の実績有り	2.0
				延べ面積1,500㎡以上2,000㎡未満の新営の建築一式工事の実績有り	1.0
				上記の工事経験無し	0.0
		配置予定技術者の工事成績評定	3.0	3回以上	3.0
				2回	2.0
				1回	1.0
				無し	0.0
施工担当構成員の信頼性	地域精通度	地域内拠点の有無 本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地に基づき評価する。 本店の所在地が右のいずれの地域に該当するかにより評価する。	1.0	栃木県内	1.0
				その他の地域	0.0

技術提案書を特定するための評価項目等

評価項目	評価の着眼点		配点(点)	評価基準	評価点(点)
実施方針及び特定テーマ	ヒアリング	質問に対する応答性	5.0	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	0～5.0
		業務への取組意欲	5.0	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	0～5.0
	実施方針	業務の理解度	5.0	目的・条件・内容に対する理解が高い場合に優位に評価する。	0～5.0
		取組体制	5.0	取組体制および実施計画について、事業規模を踏まえた妥当性が高い場合に優位に評価する。	0～5.0
		創意工夫	5.0	工学的知見に基づく新規性や、既存技術の統合・新工法など独自性がある工夫が認められる場合に優位に評価する。	0～5.0
	施設計画	施設配置及び動線計画の適切性	5.0	適切な全体配置や諸室配置、動線計画が提案されているか。 生徒や施設利用者、教職員の安全性、利便性に配慮した提案か。	0～5.0
		ライフサイクルコスト削減のための工夫	5.0	施設の長期利活用を想定し、更新・メンテナンス等のしやすさを考慮した設備計画とすること等により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を両立する提案があるか。	0～5.0
	施工計画	工事期間中の利用者・近隣の安全性を確保するための工夫	5.0	工事の実施に当たり、利用者近隣の安全を確保するための工夫があるか。 建設工事に伴う近隣への影響を抑制するための工夫を講じた提案か。	0～5.0
		現状の学校運営維持のための工夫	5.0	工事期間中も現状の学校生活を維持するための工夫があるか。	0～5.0
		事業工程の実現性、工期短縮の工夫等	10.0	社会情勢等を鑑み、実現性のある事業工程工期短縮の工夫等が提案されているか。 不測の事態が発生した場合も工期を遵守するための工夫を講じた提案か。	0～10.0
	コスト管理	コストコントロールに対する工夫等	10.0	事業を実施するにあたり、コスト意識が高く、的確性及び実現性を持った工夫があるか。	0～10.0
		本事業に係る見積額の適切性	5.0	見積内訳額の算出根拠が適切か。	0～5.0

※1 設計担当構成員に係る評価項目における同種・類似業務は、次に掲げる業務とする。

平成23年度以降に成果物引渡しを完了した、延べ面積1,500㎡以上の学校施設の新築に係る実施設計業務

※2 PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した業務を直接受注した者

※3 施工担当構成員に係る評価項目における同種・類似工事は、次に掲げる工事とする。

平成23年度以降に完成引渡しを完了した、延べ面積1,500㎡以上の学校施設の新営工事に係る建築一式工事
(工種が建築一式工事のものに限る。)